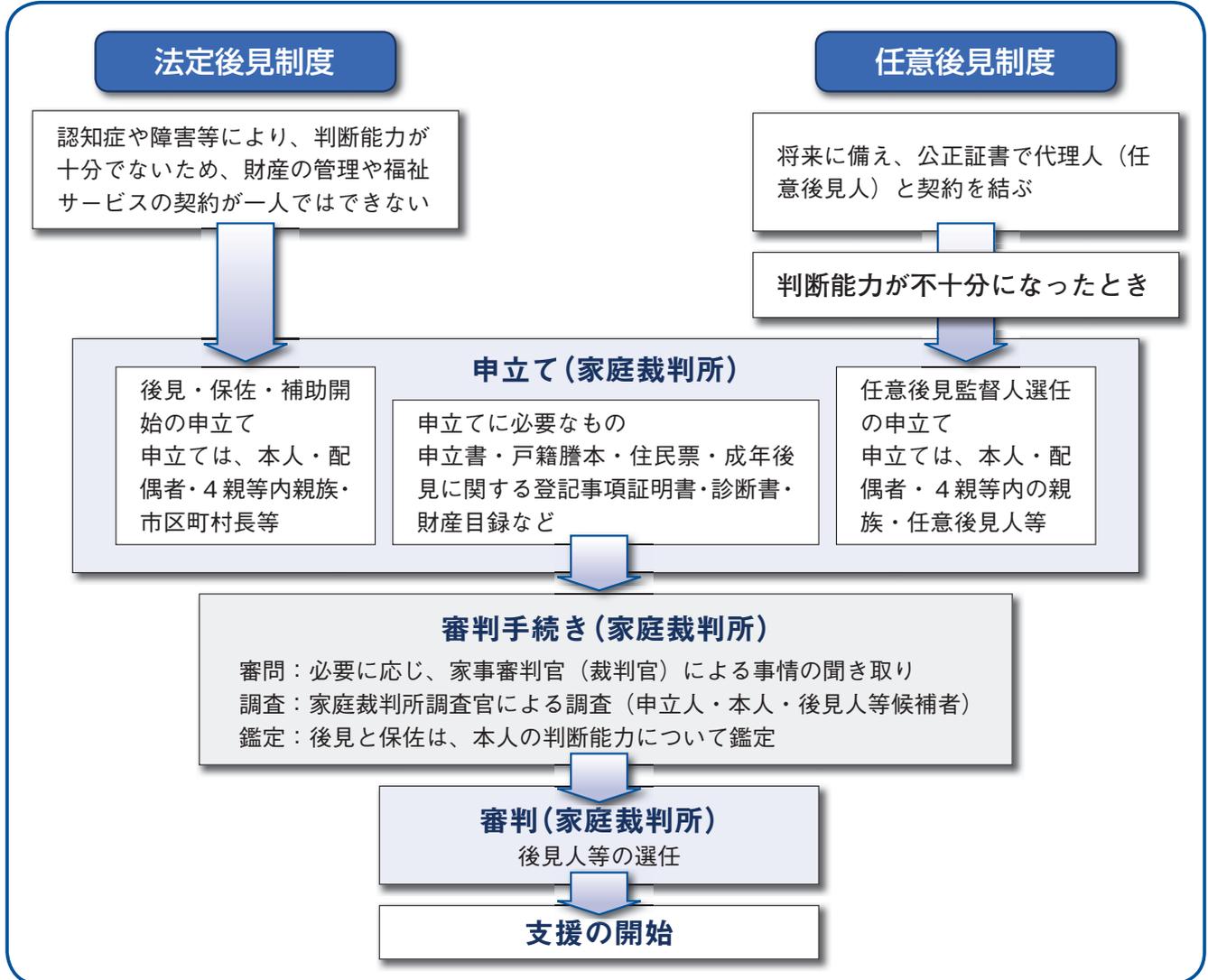




# 成年後見制度の申立て①



## 申立てまでの流れ



## 成年後見制度を利用した事例の紹介



### 衝動買いを繰り返す精神障害のあるBさん

母親と2人で暮らしていたBさん。これまで困ったことがあると母親に相談をしてきました。

しかし、数か月前に母親が急逝、Bさんはショックで体調を崩してしまいました。家に閉じこもりがちになったBさんは、インターネットで買い物を繰り返すようになり、請求書が届くたびに後悔し「支払えなかったらどうしよう…」と不安になっていました。

その時、相談支援事業所の相談員が「成年後見制度」について教えてくれました。さっそく周りの人と相談しながら手続きをしたところ、社会福祉士の保佐人が決まりました。

こうして、Bさんが必要のない高価な物を買ってしまった時は、保佐人がその契約を取り消すことができるようになりました。



## 成年後見制度の申立て②



### 申立て方法

#### ○申立人

申立てをすることができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族等の他に、身寄りがない、親族から虐待を受けているなどの理由で申立てをする人がいない場合は市区町村長による申立てができます。

#### ○申立て手続き

家裁で申立てに必要な書類一式を入手し、本人の判断能力に関する医師の診断書や戸籍謄本などを用意します（※11ページ参照）。必要な書類が整ったら、家裁に申立てをします。

一人で申立て手続きを進めていくことが難しい場合は、弁護士や司法書士等に相談し進めることができます。

#### ○後見人候補者

後見人等候補者を決め、申立書に記載します。適当な候補者がいない場合は、事前に弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家にご相談することをお勧めします。

なお、家裁は、後見人等を選任するにあたり本人状況等をふまえて総合的な判断をして選任をします。そのため、候補者がそのまま後見人等に選ばれるとは限りません。

### 後見人等候補者についての相談先

＜弁護士＞横浜弁護士会 みまもりダイヤル ※平成28年4月1日より「神奈川県弁護士会」に名称が変わります。  
弁護士による15分間の無料電話相談を行っています。そのほかに横浜駅西口・横浜駅東口・川崎・横須賀・海老名・相模原・小田原で有料法律相談もを行っています。  
電話 045-211-7720 月～金（9時30分～12時／13時～16時30分）

#### ＜社会福祉士＞神奈川県社会福祉士会（ばあとなあ神奈川）

後見活動を行っている社会福祉士による無料相談窓口を開設しています。必要に応じて面接相談・出張相談も行います。  
電話 045-314-5500 火・木（14時～17時）

#### ＜司法書士＞（公社）成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部

後見活動を行っている司法書士による無料相談窓口を開設しています。  
電話による無料相談 045-663-9180 月・金（15時～17時）水（10時～12時）  
面談による無料相談 045-640-4345 要予約 水（15時～17時）

#### ＜行政書士＞（一社）コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部（かなさぼ）

後見活動や制度の相談を行う行政書士をご紹介します。  
電話 045-222-8628 月～金（13時～16時）

#### ＜税理士＞東京地方税理士会成年後見支援センター

後見活動を行っている税理士による無料相談窓口を開設しています。  
電話 045-315-2070 第1～第4水・金（10時～12時／13時～16時）



## 成年後見制度の申立て③



### 申立てに必要な書類（横浜家庭裁判所）

必要書類		入手方法など	
申立て書類	①申立書 ②申立人照会書、本人の状況照会書、後見人等候補者照会書 ③財産目録 ④同意書 ⑤親族関係図	・家庭裁判所 ・最高裁判所のホームページ	
費用	収入印紙(後見開始の場合) ※保佐、補助開始で同意を要する行為の定めや代理権の付与を求める場合は、それぞれ別に申立手数料が必要になります。	800円（申立書用）	
		2,600円（登記嘱託用）	
	郵便切手（連絡用）	3,430円（後見開始） 500円切手3枚、82円切手10枚、 50円切手20枚、10円切手10枚、 1円切手10枚	
		4,480円（保佐、補助開始） 500円切手5枚、82円10枚、50円切手 20枚、10円切手15枚、1円切手10枚	
添付書類	本人に関するもの	戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書）1通	本籍地の市区町村役場
		住民票1通	住所地の市区町村役場
		登記されていないことの証明書1通	・横浜地方法務局（窓口申請のみ） ・東京法務局（郵送またはインターネット申請）
		診断書・診断書附票	様式を家庭裁判所で入手し、医療機関を受診
	後見等候補者に関するもの	住民票1通	住所地の市区町村役場
鑑定費用	後見、保佐の場合に鑑定が必要になることがあります。鑑定料は、5～10万円になります。		

（平成26年4月〔第6版〕後見（保佐、補助）開始の申立ての手引 横浜家庭裁判所より一部抜粋）

※申立てを行う親族がない、申立費用の負担が困難等の場合は、市区町村長申立てや成年後見制度利用支援事業が適用されることがありますので、各市区町村にお問い合わせください。

#### 家庭裁判所と管轄区域

横浜家庭裁判所本庁…横浜市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、寒川町

横浜家庭裁判所川崎支部…川崎市

横浜家庭裁判所相模原支部…相模原市、座間市

横浜家庭裁判所横須賀支部…横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町

横浜家庭裁判所小田原支部…小田原市、秦野市、南足柄市、平塚市、厚木市、伊勢原市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村

# 神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進部のご紹介

## 権利擁護 ネットワーク形成 支援事業

- ・高齢の方や障害のある方への虐待をはじめとする権利侵害事例、多重債務やサービス拒否、近隣トラブルなどの困難事例に対応する地域相談支援機関を対象に、法律相談(予約制)やケース会議等に弁護士等の専門家が伺いし、問題解決に向けた支援や助言を行います。
- ・高齢や障害により判断能力が十分でない方の地域での生活を支えるためのネットワークづくりに向けて、地域の関係機関によるカンファレンスや事例検討会等に、権利擁護に関する専門知識が豊富な弁護士やアドバイザースタッフを派遣します。

## 成年後見相談・ 成年後見推進事業

- ・成年後見制度の利用に関する相談や説明会を行います。また、相談内容によっては、法律家による専門相談(来所もしくは地域相談支援機関等への出張相談・予約制)を行います。
- ・誰もが身近な地域で成年後見制度について相談したり、必要な支援を受けることができるよう、法人後見受任団体への研修支援や、市区町村・関係機関との連携による市民後見人の養成を進めています。

## 日常生活自立 支援事業

- ・市区町村社会福祉協議会(政令指定都市を除く)に事業を委託し、組織的な事業運営と関係機関とのネットワークによる事業の推進を図るとともに、本事業の効果的推進、課題の解決に向けて市区町村社会福祉協議会の取り組みを支援します。
- ・本事業を適正かつ効果的に推進するため、市区町村社会福祉協議会の専門員・生活支援員等の資質向上やスキルアップのための研修を実施しています。

(福)神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進部 権利擁護推進担当/成年後見推進担当(かながわ成年後見推進センター)

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14階

TEL 045-312-1121 (代表)

045-312-4819 (権利擁護) / 045-312-5788 (成年後見)

FAX 045-322-3559

MAIL kenri@knsyk.jp (権利擁護) / kouken@knsyk.jp (成年後見)

開所時間 月曜日から金曜日の9時から17時まで(年末年始・祝日を除く)